

4.学位授与 課程修了の認定

A.文学研究科

A-1.英文学専攻

(1)学位授与

a.修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

現状の説明

学位の授与方針・基準は、大学院学則に従っており独自のものは無い。修士の学位授与者：1977年度英文学専攻修士課程開設以来、2000年度までの24年間に103名（入学定員10名に対して平均4.3名）（2000年度は2名）博士後期課程単位修得退学者：1982年度英文学専攻博士後期課程開設以来、2000年度までの19年間で20名。（入学定員3名に対して平均1名）ただし、1995年度から単位制導入により1997年度から「満期退学者」の名称が「単位修得退学者」に変更）（2000年度は0名）。博士（課程博士）の学位授与者：1982年度英文学専攻博士後期課程開設以来、0名。2001年度については修士の学位授与者（見込み）：2名（英語学専修）、博士後期課程単位修得退学者（見込み）：3名（アメリカ文学専修2名、英語学専修1名）。学位授与の審査に重要な基準となる修士論文について、1977年度の第一期修了生より日本語による提出が認められている。英文で書く場合は、10,000～15,000語（タイプ用紙A4版約60枚）及び和文のレジュメ2,000字、和文の場合は、40,000字及び英文のレジュメ2,000語内外と規定している。修士論文についての評価は、内容の具体的できめの細かい掘り下げ方、問題点の把握と解答の仕方、論文の組み立て方等の他、英文ないし和文の正確な語用法や文法等が見られるが、英語の使用が期待される本専攻においては、和文の論文の評価が英文に比べて当然厳しくなる傾向にある。和文と英文との割合は、1996～2000年度の5年間を見ると、7本対12本（総数19本）で、英文の論文が約2対3の割合が多い。

点検・評価 長所と問題点

英文学専攻博士後期課程開設以来、19年間経過し、20名の満期退学者ないし単位修得退学者を輩出したにもかかわらず、博士号の学位授与者がまだ出ていない事実を真摯に受け止めなければならない。

将来の改善 改革に向けての方策

特に具体的な方策はないが、博士後期課程学位授与者をいかに輩出するかについて検討の必要性は痛感される。

b.学位審査の透明性 客観性を高める措置の導入状況とその適切性

現状の説明

博士前期課程の修士論文の審査は、学生の指導教授を主査とし、同じ専修部門の教授2名（もし該当者がいない時は他の専修部門の教授によって補充）を副査として指導教授が依頼して、全部で3名で行い、口述試問を経て論文の評価を合議のもとで与える。その後開催される英文学専攻委員会、更に文学研究科専攻主任会議で博士前期課程修了判定に関する議題として修士論文の評価も審議され承認されることになる。最終的に、この審査及び最終試験に合格した者に学位が授与される。

点検・評価 長所と問題点

審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況は適切である。口述試問の時間は専修部門によって若干異なるが、それぞれ十分な時間を取り慎重に行われており問題は無い。ただし、専修部門によって

は、 で述べたように担当教員の不足によって、他の専修部門の教授に副査を依頼せざるを得ない。依頼された教員は、自分の専門分野から外れたた分野の論文審査に従事することになる。論文の内容に関する立ち入った諮問は無理ではあるが、修士論文としての体裁・形式・レベルを中心に審査することは可能である。

将来の改善 改革に向けての方策

学位論文の審査を本専攻の大学院担当者以外の教授に依頼せざるを得ない状況については、学位規則第 6 条に、「研究科委員会が特に必要と認めるときは、大学委員会の議を経て、審査委員会に加えることができる」、と記載されており、本専攻以外の学内・外の大学院担当教授、場合によっては学部教授に依頼する場合もありうることとなる。

(2) 課程修了の認定

a. 標準就業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性
現状の説明

大学院学則第 18 条第 2 項 (博士の学位) に、在学期間に関しては、とくに優れた研究業績をあげた者については、博士課程に 3 年 (修士課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。) 以上在学すれば足りるものとする。」と定め、更に学位規則 14 条に「研究科委員会において、特に優れた研究業績をあげたと認められた者については、この期間を短縮することができる。」と定めているが、本専攻にはこれに該当する者は今までに出ていない。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善 改革に向けての方策

この規則の適用を受けて修了した者の事例はないが、そのような措置の適切性、妥当性には問題はないように思われる。特に方策を検討する必要性は今のところない。

A - 2 . フランス文学専攻

(1) 学位授与

a. 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
現状の説明

博士前期 (修士) 課程の学位は、各年次の学生のほぼ全員 (平均年 2 名程度) に授与されている。修士の学位の授与は、論文審査と最終試験の結果に関する審査委員会による報告を受けて、研究科委員会が授与すべきか否かを議決することになっている。最終試験は、専攻委員会から選出された指導教員を含む教授 3 名が提出された論文及び関連する研究領域について行う口述試問である。博士後期 (博士) 課程の学位についてはまだ該当者は出ていない。博士後期課程の学位論文を提出するためには、同課程に 2 年以上在籍し、必要な研究指導を受け単位を修得していなければならない。学位論文は指導教授の承認を得た後に研究科長が学長に提出する。博士の学位の授与は、修士の場合と同じく論文審査と最終試験の結果に関する審査委員会による報告を受けて、研究科委員会が授与すべきか否かを議決することになっている。最終試験は、研究科委員会から選出された 3 名以上の教授が提出された論文及び関連する研究領域について行う口述試問である。

点検・評価 長所と問題点

学位の授与件数から言えば、もとより極めて不満足な結果である。しかし、フランス文学・フランス語学の研究者としての将来の道が険しい現状から、学生数そのものが少ない以上、やむを得ないことであろう。

学位の授与方針・基準の適切性については、さしたる問題はないと考えられる。

将来の改善・改革に向けての方策

現在のところ、明確な改善策は見えていない。今後、研究・教育になお一層の努力をするよう心がけるのみである。

b. 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

現状の説明

学位審査は、指導教授及び論文テーマに近い研究をしている教員2名の計3名で行っている。3名共、当該学生と日頃から接しており、忌憚のない意見が交された後に審査結果が出されている。その経過は専攻委員会で報告され、透明性・客観性が損なわれないよう努めている。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

で述べたことは、あくまでフランス文学専攻内にとどまるものであって、外部に向けて学位審査の透明性・客観性を高めるといふ気運は、現実問題として盛り上がっていない。今後の課題としたい。

Q 課程修了の認定

a. 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

現状の説明

博士課程に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に対して、標準修業年限5年のところ3年以上でよいという規定があるが、該当者は出ていない。現実問題として、大学入学後に初めて学ぶフランス語を駆使することができ、なおかつ十分な周知知識を身に付けてようやく専門研究に取りかかることのできる分野であるから、5年のところを3年でクリアするケースは考えにくい。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

もちろん、仮に突出した能力を持つ学生が入学し、顕著な結果を出したとすれば、標準修業年限未満で修了することに何ら問題はない。現行の規則で十分であると考え。今のところ、フランス文学専攻における検討課題とはなっていない。

A - 3 . 国際文化専攻

(1) 学位授与

a. 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

現状の説明

1997年度に開設した博士前期課程では、1999年3月に第1回目の修士(文学)号を授与した。以来、2000年・2001年の3月に学位を授与している。博士後期課程の開設は2000年度であり、まだ完成年度を迎えていないので、学位(博士号)の授与には至っていない。前期課程の各年度の入学者と学位授与の関係は次のようになる。

入学年度	入学者数	学位取得者数	留年者数	備考
1997年度	17	17	0	
1998年度	9	6	3	1名は留学によるもの
1999年度	9	8	4	2名は再留年、1名は病氣療養によるもの

修士号(博士前期課程)の授与については、単位の対象にならない修士論文の提出が、授与の可否

を審査する基礎資料となる。修士論文は枚数(400字詰原稿用紙換算)100枚他の細かな提出の条件があり、この条件が満たされれば受理する。受理後、指導教授を主査とし、同じ専修部門の教員2名を副査として、個別に論文を審査する。そのうえで、同じ専修部門の教員全員が出席する口頭試問を実施する。これらの結果をまとめて、副査の承認を受けて主査が成績を判定し、学位を授与する。したがって評価の客観性も保証されている。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

博士前期課程は本専攻全体としても少人数であり、1名の指導教授のもとにいる学生が1学年3名を越えることは、今までのところない。したがって、かなりきめの細かな指導が可能であり、どこの学生にも言えることであろうが、卒業論文と比較すると雲泥の差が生じてくる。したがって、現状の修士号の授与方針と基準は適切である。

b.学位審査の透明性 客観性を高める措置の導入状況とその適切性

現状の説明

本専攻は、一定の学問分野を継続的に保持するのではなく、指導教授の専門性を重視する方法を取っている。そのために、専門分野の継続性が保てず、学生にとって指導教授の選択に不利益が生じるという問題点を持っているが、反面、学位審査の点では主査となる指導教授の識見に問題が生じない。ただ、専門研究者である指導教授の判断の妥当性は、その専門分野以外の副査には不明な場合もあり成績判定の透明性・客観性に疑問が生じることもありうる。その是正には、他大学の同じ分野を専門とする教員を審査に加える等の措置をとることが考えられるが、本専攻では今のところその必要性を考えていない。

点検・評価 長所と問題点

本専攻では、博士前期課程の学生は指導教授以外の演習を少なくとも1科目4単位修得する単位構成になっている。このことは、他の指導教授の学生であっても、他の教員が日常的に研究指導する機会があることを意味する。指導教授と同じ専修部門の、より近い専門分野の教員が副査を担当している。更に、同じ専修部門の教員全員による口頭試問を授与に必要な要件としており、学位審査の透明性及び客観性は十分に保障されていて、教員及び学生から現状に対する特段の問題点は指摘されていない。

将来の改善・改革に向けての方策

学位審査に他大学の同じ分野を専門とする教員を加える必要性を考えないとしたのは、博士前期課程に限ってのことであり、2002年度から始まる博士号の審査にあたっては、その専門性が前期課程とは比較にならないほどに高まることから検討の余地がある。しかしながら、この点は本専攻のみの問題ではなく、大学院全体の問題として取り組むべきであり、課題として提案していくことにしたい。

(2)課程修了の認定

a.標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

現状の説明

博士前期課程においては本学では認めていない。博士後期課程では、「特に優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認定した場合」に、論文準備期間を短縮できるようになっているが、課程が完成していない本専攻はその対象になっていない。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

博士前期課程の修業年限の短縮を、本学では認めていない。修了に必要な30単位を初年度で満た

す学生は、まれではあるが実際に存在する。したがって、検討の必要性は認めるが、前期課程は2年間でも短すぎるのが現実であって、修業年限未満で修了することが適切な措置とは考えていない。

B.経営学研究科

(1)学位授与

a.修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

現状の説明

経営学研究科の博士前期課程の修了者は、学位「経営学修士」を授与される。過去5年間の入学者は25名、修了者は23名であるので授与状況は高い比率を保持している。しかし、博士後期課程においては、過去5年間の入学者は6名、満期(単位修得)退学者は6名であるにもかかわらず、学位「経営学博士」の授与者は1名でしかない。授与状況は高い比率を保持しているとは言えない。特に厳格に対応しているわけでもないのに、「論文博士」の請求ばかりか、「課程博士」の請求すら申請されていない。したがって、特に学位の授与状況となると、学位「経営学博士」については、更なる工夫が必要であると思われる。これに対して、学位の授与方針・基準の適切性についてであるが、「学位規則」に明細に規定されている。厳正に適用されているので、良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点

学位「経営学修士」の授与状況は高い比率を保持しているのに対して、学位「経営学博士」の授与状況は高い比率を保持しているとは言えない。経営学研究科の教育課程と研究活動の水準は維持しながら、「論文博士」の請求はもちろん、「課程博士」の請求が申請されるように、早急に検討しなければならない。しかし、これを審査する教員の不足も深刻であるので、これも打開しなければならない。

将来の改善 改革に向けての方策

学位「経営学博士」については、「学位規則」に事前審査、学位請求の申請から受理までが明細に規定されているが、これを学生に徹底する必要がある。また、研究指導教授は「課程博士」の請求だけでも督促しなければならない。もちろん、最終的には、学生の絶えざる研鑽を期待するしかない。

b.学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

現状の説明

経営学研究科の博士前期課程の修了論文は、演習指導教授を主査、これ以外の2名の教員を副査に、口頭試問によって審査すると、「経営学研究科委員会」に審査報告書を提出、これを審議している。博士後期課程の学位論文は、研究科長を経て学長に提出、これを受理すると、研究指導教授を主査、これ以外の2名の教員を副査に、口頭試問によって審査、「経営学研究科委員会」に審査報告書を提出、これを審議すると共に、学長に報告している。学長は「大学院委員会」に報告すると共に、文部科学大臣に学位簿への登録を求めて、学位を授与した日から3カ月以内に内容要旨と審査結果を公表している。したがって、措置の導入状況とその適切性は良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

経営学研究科としては、特に問題はない。現状を見守っているところである。

(2)課程修了の認定

a.標準修業年度未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

現状の説明

標準修業年度については、博士前期課程が2年、博士後期課程も含めると5年である。しかし、在学期間に関しては、とくに優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年(博士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学すれば足りるものとする(大学院規則第18条第2項)とあるので、標準修業年度未滿で修了することは可能である。残念ではあるが、経営学研究科では、これで修了した学生はいない。

点検・評価 長所と問題点

「とくに優れた研究業績をあげた者」がいれば、標準修業年度未滿で修了することは大いに歓迎したい。しかし、何をもち「とくに優れた研究業績」というのか、その内容はあいまいでしかない。具体化されてはいない。

将来の改善・改革に向けての方策

学生の絶えざる研鑽があることに期待しなければならないが、経営学研究科としては、このような事態にも対処できるように、また、そのような学生の努力目標になるかとも思われるので、「とくに優れた研究業績をあげた者」の実状を調査しながら、これを具体化することができればと検討している。

C. 経済学研究科

(1) 学位授与

a. 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

現状の説明

これまでの入学者は、ほぼ全員修士号を取得して卒業している。学位授与の方針は、所定の単位を取得したうえで、優れた内容の修士論文を書くことであり、ほとんどの者が水準以上の論文を書いて、学位審査に合格している。

点検・評価 長所と問題点

入学者のほぼ全員が、優秀な成績で卒業しており、卒業後の進路もほぼ希望どおりであるので、演習担当教授による現在の個別指導方法は十分な成果を上げていると考える。

将来の改善・改革に向けての方策

今後、専攻分野をまたがるテーマを院生が選択した場合に、関係者が協議して、適切な指導体制を作ることをご考慮する必要が生じるかもしれない。

b. 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

現状の説明

修士の学位審査は3名の教員による厳格な審査を経たうえで、全教員からなる研究科委員会にその内容と結果が報告され、質疑応答を経たうえで、可否の裁決がなされている。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

特に問題点は指摘されていないので、当面、現行の方式を継続する。

(2) 課程修了の認定

a. 標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

該当せず。

D.法学研究科

(1)学位授与

a.修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

現状の説明

博士前期課程の最近5カ年の学位授与状況は以下のとおりである。

	(提出資格者)	(提出者)	(修了者)
1996年度	11名	9名	9名
1997年度	13名	13名	13名
1998年度	11名	7名	7名
1999年度	17名	14名	14名
2000年度	14名	13名	13名

学位(修士)の授与方針と基準については、まず学位論文審査の結果をA(100-80点)、B(79-70点)、C(69-60点)、D(59点以下)の評点であらわし、A、B、Cを合格点とする。次に、博士後期課程の学位授与状況は、これまで1名(中国人留学生)であったにすぎない。

点検・評価 長所と問題点

博士前期課程については、修士論文提出者は全員認定されている。しかも、従来、成績はほとんどAであったが、最近、いくつかBも出始めている。学位の授与方針と基準が適用されて認定されているが、その適用が果たして適切であったかどうかについては、更に点検の必要があると思われる。博士後期課程については、これまで1名の学位授与があったのみで、それ以外にこれまで課程博士論文及び論文博士論文の提出者が見られない。その理由はなぜなのかについて、検討する必要がある。

将来の改善 改革に向けての方策

博士前期及び後期課程における審査は、公正に行われていると判断できる。しかし、成績評価については、実態はA、B、Cの差が出ていないので、合格又は不合格のいずれかで十分であろうと思われる。早急にその件について検討をする必要がある。博士後期課程については、課程博士の取得条件を再検討する必要があるだろう。全国的に最近の傾向として、取得条件が緩和されているので、本研究科も同様な流れに沿う必要があるのではないだろうか。そうすることによって、博士論文の執筆と提出が活発化するとと思われる。

b.学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

現状の説明

博士前期課程においては、3名の審査員(主査、2名の副査)が論文を審査し、次に口頭試問を実施し、最終的に3名が合議で評点を出す。その後、研究科委員会において、主査が審査報告(論文の要旨及び成績)を行い、質疑応答の手続きを経て、最終的に成績が多数決で決定される。博士後期課程における審査手続きについては、博士前期課程のそれとほぼ同じであるが、口頭試問が公開で行われる点が異なる。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善 改革に向けての方策

現在の学位審査の透明性と客観性は、十分確保されていると思われる。特に博士論文については、論文の高度な専門性から、審査員は当該分野の専門家であることが求められるが、学内に当該専門家がいない場合には学外からの専門家を充当するという方法を採用している。現在の方針・基準・手続きで十分と思われる。

(2)課程修了の認定

- a. 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性
現状の説明

修士課程の修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は5年(前期2年、後期3年)である(大学院学則第9条)。修士の学位は修士課程に2年以上在学することが要件とされる(同第18条(1))。それに対して、博士の学位は、とくに優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む)以上在学すれば足りる(同第18条(2))。その修業年限の決定は研究科委員会によってなされる(学位規則第14条)。

点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

過去において、博士の学位取得に関する修業年限の短縮の事例はない。それゆえ、かかる規定の適切性及び妥当性に関する検討も行われてこなかった。特に問題があるとは思われないため、将来の方策を検討する必要性も見当たらない。